

《鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課》

**鳥取市民体育館ネーミングライツスポンサー契約の公募内容について
民間事業者の皆様のご意見を募集します！****【調査の名称】**

鳥取市民体育館ネーミングライツスポンサー契約の公募内容に係るサウンディング型市場調査

■市場調査の目的

本市では、鳥取市民体育館の良好な維持管理・運営にかかる財源を得るために、ネーミングライツ（施設に愛称を付与する権利）を取得するスポンサーについて令和7年度に公募を実施しましたが、応募はありませんでした。

本市場調査では、ネーミングライツスポンサー契約の再公募を行うにあたり、民間事業者の皆様からご意見等をいただくことで、より現実的で実効性のある公募内容につなげることを目的とします。

※本市場調査に参加していただくことで、事業者としての考えを市に伝えることができ、本市としても事業者がより魅力的に感じ、応募したいと思える公募条件等を把握することが可能となります。

【市場調査の流れ】**意見募集**

公募内容に関する情報等を提示し、ご意見や考え方を募集 ※希望により対話を実施
(意見募集期間) 令和8年3月19日(木)まで

結果の公表

市場調査の結果概要を公表
※令和8年4月下旬予定

公募内容の検討

市場調査で把握したご意見や考え方を踏まえて、公募内容の具体案を検討

**■ご意見等の募集****(1) 対象者**

鳥取市民体育館ネーミングライツスポンサー契約の公募に応募意向のある法人、または関心がある法人
※参加除外要件については、P. 2 「4 留意事項(5)」をご参照ください。

(2) 意見募集について

意見シート(様式1)に必要事項を記載し、募集期間内に以下の提出先へEメールでご提出ください。

<意見募集期間> 令和8年2月16日(月)から3月19日(木)午後5時まで

※電話でのお問い合わせ等は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

<提出先> 鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 施設係

電話: 0857-30-8428 Eメール: kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp

※対話を希望する場合

意見シート(様式1)の「□「対話」を希望する。」にチェックを入れ、必要事項を記載した上で募集期間内に提出先へEメールでお申込みください。具体的な日時及び場所は別途調整します。

■質問の受付

本市場調査の実施内容等について質問がある場合は、期限までに(2)の<提出先>へEメールでお問い合わせください。質問に対する回答は、メールにて返信するとともに鳥取市公式ウェブサイトに掲載します。なお、ウェブサイト掲載に際して事業者名は非公表とします。

<質問受付期間> 令和8年2月16日(月)から3月9日(月)午後5時まで

1 対象施設

鳥取市民体育館（鳥取市吉成3-3-1）

※対象施設の概要は別紙「鳥取市民体育館施設概要」をご参照ください。

2 鳥取市民体育館ネーミングライツスポンサー契約の公募内容に関する本市の基本的な考え方

- (1) 年間のネーミングライツ料は、第1期（令和5年度～令和7年度）の契約と同水準の350万円（税抜）前後とします。
- (2) 契約期間（希望する契約期間）は3年以上5年以内で、年単位とします。
- (3) スポンサー特典については、主に以下の内容とします。
 - ア 既存の外壁及び敷地内看板での表示サインの掲出
 - イ 愛称や施設写真をスポンサーの広報及び・販売促進などで使用できる権利
 - ウ 契約期間満了後に次期ネーミングライツスポンサー契約を優先的に交渉できる権利（優先交渉権）の付与
 - エ 施設無償使用権の付与

3 募集するご意見（本市がお聞きしたい事項）

鳥取市民体育館ネーミングライツスポンサーの公募内容に関する以下の事項について、ご回答いただける範囲でご意見や考えをお聞かせください。

- (1) 年間のネーミングライツ料について
 - ・ネーミングライツの使用権、スポンサー特典などの事業者側のメリット等を考慮した上での適正と思われる金額
- (2) 契約期間について
 - ・ネーミングライツスポンサー契約において適正と思われる契約期間
- (3) スポンサー特典について
 - ・事業者がネーミングライツスポンサー契約を締結したいと思える特典等
- (4) その他について
 - ・その他、公募方法の課題、看板のサイズ、本市に求める条件等

4 留意事項 ※必ず確認した上で、意見シート（様式1）の提出をお願いします。

- (1) 参加の扱い

本市場調査への参加実績は、公募における優先交渉権者選定の評価対象とはなりません。

- (2) 費用負担

本市場調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

- (3) 追加協力のお願い

後日、意見シート等に関する照会等をすることがありますので、ご協力をお願いします。

- (4) 実施結果の公表

本市場調査の実施結果については、事前に参加者に内容の確認・了解を得た後、概要を本市ウェブサイトで公表します。なお、参加者の名称は公表しません。

- (5) 参加除外要件

令和8年2月16日（月）から意見募集期限の3月19日（木）までの間のいずれの日においても、次の要件に該当している場合は、本市場調査に参加することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ウ 鳥取市暴力団排除条例（平成 24 年鳥取市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者。
- エ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者又は保留期間中の者。

（6）対話における発言の扱い

本市場調査での対話における発言については、本市及び事業者ともに市場調査時点での想定のものとし、今後の公募内容等を拘束するものではありません。

【事務局・お問い合わせ先】

担当	鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 施設係
住所	〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地
電話	0857-30-8428
Eメール	kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp